

今月の内容

- ◆ 労働保険の「年度更新」
- ◆ 令和6年4月より  
障害者の法定雇用率が上がりました

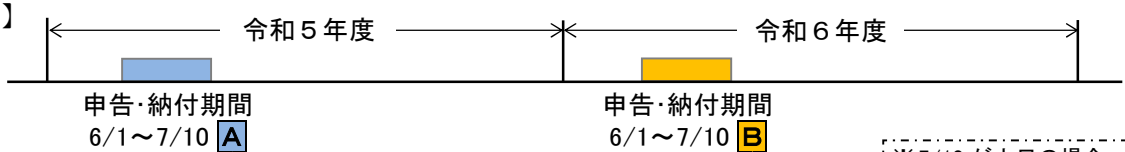
## 労働保険の「年度更新」

今年も労働保険の年度更新の時期が近づいてきました。今号では、【労働保険の年度更新】についてご説明します。

### \*\* 労働保険「年度更新」のしくみ \*\*

- ◆ 労働保険料は、毎年6/1～7/10に、当年度（4月～翌3月）分を概算で申告します。（＝概算保険料）
- ◆ 当年度終了後に、次の算式により正確な保険料額を算出します。（＝確定保険料）  
**確定保険料 = 当該年度(4月～翌3月)の賃金総額 × 保険料率**
- ◆ 大抵の場合、概算保険料と確定保険料の額に差が生じますので、その差額を清算します。その際、併せて翌年度の概算保険料を申告します。
- ★ この一連の手続きを「年度更新」といいます。

【例】



**A** 令和5年度概算保険料を  
申告・納付 [820,000円]

- B** (1) 令和5年度確定保険料を算出 [840,000円]  
(2) 令和5年度概算保険料と令和5年度確定保険料との差額を計算  
 $820,000円 - 840,000円 = \blacktriangle 20,000円$   
(3) 令和6年度概算保険料を算出 [840,000円]  
(4) 令和6年度の納付額を計算して申告・納付  
 $840,000円 - \blacktriangle 20,000円 = 860,000円$   
令和6年度概算保険料 令和5年度差額 令和6年度の納付額
- この金額を  
令和6年7月10日  
迄に納付します。

★ **B** (3)で算出した概算保険料が40万円以上の場合、3回に分割して納付することができます。

(分割納付の納期限は ①7月10日、②10月31日、③1月31日。※土日祝の場合は翌営業日。)

★ 労働保険料を口座振替で納付する場合、引落日は9月6日です。

(分割納付の引落日は ①9月6日、②11月14日、③2月14日。※土日祝の場合は翌営業日。)

## ◎ 労働保険料と併せて納付する「一般拠出金」とは？

- \* 一般拠出金とは、**アスベスト健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てる**ため、全ての労災保険適用事業主が負担する拠出金です。（石綿による健康被害の救済に関する法律 第35～38条）
- \* 一般拠出金は、労働保険の年度更新を行う際に、労働保険料と併せて申告・納付します。

一般拠出金の計算式：当該年度の賃金総額 × **1000分の0.02**

（例：賃金総額が1億円の場合 ⇒ 一般拠出金は2,000円）

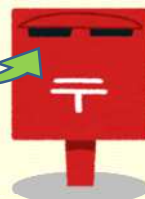
一般拠出金の拠出金率は業種にかかわらず、一律「1000分の0.02」です。

### 「労働保険料申告書」が届いたら…

- \* 5月末頃に、都道府県労働局から貴社宛に『労働保険料申告書』が送られてきます。
- \* 当社に年度更新業務を委託している事業者様は、**緑色A4サイズの封筒**が届きましたら、**社会保険労務士法人あおぞら**にお送りくださいますようお願いいたします。



こんな封筒が届きます。  
⇒ **社労士法人あおぞら**へ



## 令和6年4月より障害者の法定雇用率が上がりました

労働者が一定数以上の規模の事業主は、労働者に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。（障害者雇用促進法 第43条第1項）

令和6年4月より、民間企業の法定雇用率は**2.5%**に引き上げられました（従前は2.3%）。労働者を**40人以上**雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5%</b> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲（労働者数）	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

### \* あおぞらスタッフだより \*

立春から八十八夜の5月2日前後に摘まれる新茶は、旨味・甘味の成分であるテアニンが豊富で渋みが少なく、フレッシュな香りと味を楽しむことができます。

「新茶を飲むと1年間無病息災で過ごせる」、「新茶は長寿につながる」などといわれているようです。皆様も、風薫る5月に、新茶を楽しまれてはいかがでしょうか♪

